

令和3年6月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年6月4日（金）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 奥 真弥 |
| 教育長職務代理者 | 赤坂 敏明 |
| 委 員 | 畑谷 扶美 |
| 委 員 | 山下 潤一郎 |
| 委 員 | 中村 スザンナ |
| 委 員 | 甚野 益子 |
| 委 員 | 石崎 貴朗 |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- | | |
|-------------------|-------|
| 教育部長 | 本道 篤志 |
| こども部長 | 古谷 信夫 |
| 施設担当理事 | 岩間 俊哉 |
| スポーツ推進担当理事 | 樫葉 浩司 |
| 教育総務課長 | 田倉 元 |
| 教育総務課施設担当参事 | 福島 敏 |
| 教育総務課教職員担当参事 | 山岡 史賢 |
| 教育総務課教育振興担当参事 | 北浦 勝則 |
| 教育総務課学校給食担当参事 | 杉浦 勇人 |
| 学校教育課長 | 藤原 義弘 |
| 学校教育課学校指導担当参事 | 和田 哲弥 |
| 学校教育課人権教育担当参事 | 渡辺 健吾 |
| 生涯学習課長 | 大引 要一 |
| 青少年課長 | 中岡 俊夫 |
| スポーツ推進課長 | 山路 功三 |
| 文化財保護課長 | 中岡 勝 |
| 子育て支援課長 | 前田 憲吾 |
| (庶務係) 教育総務課長代理兼係長 | 山本 建志 |

5. 本日の署名委員 委 員

石崎 貴朗

議事日程

(報告事項)

報告第 15 号 教育委員会後援申請について

報告第 16 号 教育委員会後援実施報告について

議案第 15 号 令和 4 年度泉佐野市立小学校特認校児童募集要項の一部改正について

(学校教育課)

報告第 16 号 「泉佐野市教育振興基本計画」の修正案について (教育総務課)

(午後 2 : 00 開会)

奥教育長

ただ今から令和 3 年 6 月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は石崎委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、5 月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、甚野委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第 15 号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料 15 に基づいて説明。

新規 0 件、継続 6 件、計 6 件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

甚野委員

「着衣水泳体験会」についてですが、これは普通の服を着てプールに入って救助するというふうな体験会なのかと勝手に想像していたのですが、対象年齢は大人も参加して着衣で入ることになるのか、子どもだけなのか教えていただけますか。

山路スポーツ推進課長

「着衣水泳体験会」ですが、基本助けるというよりは、子ども大人もそうですが、普段の服を着て20ぐらいのペットボトルとか、大きなゴミ袋等を使って浮くというような。スポーツ推進課が数年前からしておりまして、もちろん親子、大人も参加して頂けます。

甚野委員

はい。ありがとうございます。

奥教育長

助けるというより実際にそういう場面に出くわしたときに、自分の命が助かるというような。プールで泳ぐように水着で泳いでるわけではなく、はまった時は服を着たままになるので、そういう体験をしてもらって自分の命は自分で守る的な体験学習です。

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第15号を終わります。

次に、報告第16号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

報告第16号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料16号「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回2件でこれらは以前に教育委員会でご承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第16号をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第16号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第15号「令和4年度泉佐野市立小学校特認校児童募集要項の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

藤原学校教育課長

議案第15号「令和4年度泉佐野市立小学校特認校児童募集要項案」につきましてご説明させていただきます。当該募集要項は、泉佐野市立小学校特認校設置要綱第6条に基づき、毎年、児童の募集方法等に関し必要な事項を定めています。

今年度の募集に際し、大きな変更はございません。

主な内容といたしまして、対象となる学校と定員では、

- | | |
|--------|---|
| 大木小学校 | 1学年の児童数は、通学区域等の児童を含め16名まで
支援学級については、通学区域等の児童を含め4名まで |
| 佐野台小学校 | 通学区域等の児童数に基づくクラス数内の定員までとする。
ただし、支援学級については、現在の支援学級のクラス数に限る。 |
| 第三小学校 | 定員の上限は設けない。
ただし、教室の数当の理由により制限する場合がある |

特認校では、当該校の通学区域等の児童数と定員との差を募集しております。

今年度の申込期間は、令和3年10月25日（月）～令和3年11月22日（月）といたしております。

その後、11月に、面談の上決定をいたします。

説明は、以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま学校教育課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

赤坂委員

近隣の2市2町になると思うんですが、教育義務委託あるいは受託をしている地域、あるいは児童、生徒は今年度現在あるのですか。

藤原学校教育課長

鶴原の一部について、貝塚市の方に一部委託している区域があります。

赤坂委員

生徒数、児童数は。

藤原学校教育課長

今資料はないのですが、1～2名程度。

赤坂委員

その生徒は貝塚市に委託されているとすれば、転学のところで、市内からの場合は認めないけれど、委託を受けている地区のところは、貝塚の小・中学校に通っているわけですね。でも、泉佐野市民だから認められないという事になりますね。

藤原学校教育課長

転学につきましては、市内の小・中学校に通っているお子様につきましては、1年で入学してから6年生までは特認校は認めておりません。

赤坂委員

市外扱いになると認められるという事ですね。その生徒さんは市内扱いか市外扱いか、その辺のところを行政として確認しておかないといけないと思うので、質問させてもらいました。

奥教育長

泉佐野市でありながら貝塚市の学校に行っているわけですね。事務委託を貝塚市にしている。貝塚市の学校に行っているという事は、泉佐野市民であっても貝塚市の学校に行っているから、ここで言ったら市外からの場合に当てはまるという事ですね。

赤坂委員

想定しているのであればいいと思うのですが。

奥教育長

実際いってる子どもさん家庭は特認校の希望はしていないんですね。

赤坂委員

その通知も泉佐野市からいってないと思いますけど。どういうふうに市外の方にアプローチしているのかわからないですが。

奥教育長

市外から泉佐野市の方に転校してきて、こんな制度がありますよと言ったら書いてる事はOKですから。

赤坂委員

市の都合で、貝塚市のところに委託していることに地域的な事も含めてなっているから。権利的には泉佐野市民なんですよね。ところが通っている地域は委託しているから、貝塚市内の学校に行きなさいよという地域になっているわけですね。その辺を特認校にしろ色々なケースでものすごくレアな事象になるとは思いますが、その辺の想定をしっかりとってくれたらいいなということで意見を述べさせていただきました。

奥教育長

もう一回確認しますが、基本的には市外の学校なので、もしこちらに来たいというならこれに当てはまるというふうになります。

赤坂委員

どれに当てはまるのか、はっきり説いてくれたらめ事は少ないかと思います。

これは児童、生徒がいなくなっても、委託地域として残るわけですね。また子どもさんが発生する
場合があるから。地域としては委託地域として残るわけですね。

藤原学校教育課長

その通りです。

赤坂委員

今現在受託地域はないのですか。

藤原学校教育課長

受託地域はございません。

奥教育長

確認をまたお願いしておきます。

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第15号「令和4年度泉佐野市立小学校特認校児童募集要項の一部
改正について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第16号「泉佐野市教育振興基本計画の修正案について」を議題といたします。説明を
お願いします。

田倉教育総務課長

議案第16号「泉佐野市教育振興基本計画修正案について」ご説明いたします。

資料は16-1が本編修正案、16-2が新旧対象表、16-3が評価委員による事業評価資料の
3部構成となっております。また、資料の16-1、16-2について、修正部分に下線を引いてお
ります。

まず、議案資料16-1をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページです。

1. 計画査定の趣旨について、

本市では平成25年9月に泉佐野市教育行政基本条例を制定し、教育委員会は市長と協議して、教
育基本法に規定する基本的な計画を定めなければならないとなっており、このことをふまえ、学校教

育の充実を始め、今後めざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした教育振興基本計画を平成27年11月に策定しました。

本計画期間は、「本市総合計画」との整合性などを総合的に考え平成27年から向こう10年間に目指すべき教育の姿やその前期計画となる5年間に取り組むべき施策をまとめたもので、計画策定を行ってから5年が経過したことから、時点修正するとともに施策を見直し、最終目標年度の令和6年度までの後期計画を策定することとしましたので、修正案を議案として挙げさせていただきました。

また、今回の修正につきまして、昨年度、教育に関する事務の点検及び評価でもお世話になりました、藤里晃様、坂口呈（さかぐち ただし）様兩名に事業評価いただきましたので、併せてご報告いたします。

なお、修正等の内容につきましては、各事業担当課から主だったところのみを説明させていただきますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

それでは、

教育総務課施設係、学校教育課、生涯学習課、青少年課、スポーツ推進課、文化財保護課、子育て支援課の順で説明させていただきます。

北浦教育総務課教育振興担当参事

教育振興基本計画 22 ページをご覧ください。

○教育施設等の整備について

【教育施設の状況】

学校施設は、昨今多発する地震や猛烈な台風の襲来などから、子どもたちの命を守るだけでなく、地域住民の避難所として機能しており、その安全性の確保が極めて重要となっております。

本市におきましては、耐震改修工事を完了し、緊急時用浄水装置をもつプールや、体育館及び武道場に空調機器の設置を進め、避難所としての機能充実に努めております。

また、普通教室・特別教室へのエアコン設置やエレベーター設置、トイレの洋式化、校舎内外部の改修を行い、様々な教育環境の質的改善に努めています。

次に 40 ページをご覧ください。

(11) 安全で快適な教育施設の整備・充実に努めます

本市の学校施設につきましては、耐震補強工事や建替えにより、その安全性が確保され、エレベーターの設置などのバリアフリー化や、建物内外の改修、プール設置を行い、教育環境の充実を図ってきました。

また、学校における熱中症対策や授業に集中できる環境を確保するため、普通教室、特別教室にエアコンを設置し、快適な室内環境を整備するとともに、令和元年度から3ヵ年計画で災害時の避難所ともなっている小中学校の体育館及び武道場に空調機器の設置を行っています。

上記のように一定の整備を進めてきましたが、築年数が30年以上の校舎等の学校施設が7割を超えており、その老朽化対策が課題となっております。今後は、令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、ライフラインの更新や、校舎内外の改修を年次的に行い、安全で快適な教育施設の整備・充実に努めます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

奥教育長

説明の仕方としては、27年度に作成していますので、そこから5年以上経って“現状こうなっています”“変わってきました”“今後こうしていきます”という説明の仕方をさせていただきますので、その点よろしくお願ひします。質問は説明が全部終わってからまとめてお願ひします。

和田学校教育課学校指導担当参事

第2章4ページをご覧ください。学校教育課では、これまでも様々な事業を進めてまいりましたが、設定していた指標で学校の現状を振り返りますと、まず学習面では、令和元年度に実施された全国学力・学習状況調査において、小学校6年生・中学校3年生ともに、平均正答率はいずれも全国、大阪府を下回る結果となっています。目的や意図に応じて、相手に分かりやすく伝わるように書く力をつけるとともに、日常生活の事象を数理的に捉え判断する力を育てていく必要があります。

5ページです。生活面では、児童生徒質問紙から、就寝時刻や朝食摂取などの項目については課題が見受けられ、基本的な生活習慣について学校と家庭のさらなる連携が必要です。また、家庭学習については、平成26年度と比較してやや改善傾向にありますが、依然として全国平均より低いため、取組みの継続が必要です。

6ページです。体力面では、令和元年度に実施された、全国体力・運動能力調査において、小学校5年生の体力合計点は、男女とも府と同じ水準ではあるものの、どちらも全国平均を下回っています。また、中学校2年生においても、全ての項目において全国平均を下回る結果となっており、小学校段階で身につけた力を、中学校段階において向上しきれていない現状があると考えられます。

○不登校児童・生徒について

続いて、10ページです。本市の不登校率の状況は、小・中学校ともに平成30年度には一旦減少したものの、その後は増加傾向にあり、全国や大阪府の状況と比較しても、依然として厳しい状況です。特に、生活背景が大きな要因となっているケースも多くある小学校の不登校児童の増加は、大きな課題であり、学校復帰が難しくなっているケースも存在しています。また、小学校で不登校を経験している児童のほとんどが中学校でも不登校になっているという実態から、小・中学校間では、連携を大切にしながら常に情報を共有し、未然防止の取組みや不登校支援を行っていく必要があります。

○暴力行為及びいじめについて

12ページです。また、本市の暴力行為発生件数は、平成27年度より減少傾向にあります。しかし、令和元年度、暴力行為は小学校において増加し、全国や大阪府の状況と比較すると小・中学校ともに依然として高い水準にあります。また、児童生徒を取り巻く環境に働きかけて改善していく必要があるケースも多く、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、状況に応じて警察、少年サポートセンター等の関係機関とも連携して対応しています。

本市のいじめ認知件数は、平成27年度より年々増加しており、100人当たりの認知件数においても全国平均に迫りつつあります。文部科学省が示すとおり、「いじめ認知件数が多いことは教職員の目が児童生徒に行き届いていることの証」でもあり、いじめ認知はいじめ解消に向けた取組みのスタートラインであると捉え、いじめを積極的に認知していくことが、重大事態を未然に防ぐことにつながると考えています。

本市では、「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」を令和2年1月15日に施行し、その趣旨や「泉佐野市いじめ防止基本方針（第2版）」並びに全小中学校で策定している「学校いじめ防止基本

方針」に沿い、いじめ問題の克服に向けた取組みを推進しています。

次に、24ページです。本計画の理念と基本方向について、第3章をご覧ください。知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となっている昨今、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。もはや、衣食住のどれをとっても、日本だけで生活を完結できる時代は去っており、すべての面で「地球共同体」を前提とした生き方が求められます。ましてや、関西国際空港を擁し、「世界に羽ばたく国際都市 泉佐野 一ひとを支え ひとを創り 賑わいを創る」を標榜する泉佐野市は、この地球上を覆う時代の潮流をしっかりとみ定め、「国際都市」にふさわしい生き方を追求しなければなりません。

本市の教育は、この認識のもとに展開される必要があります。大きな役割と責任を有し、市民の期待に応え得る教育の実現を任務とする教育委員会は、今回の「基本計画」策定に際し、全体を一貫する教育理念として『「主体的に学習に取り組む人材」の育成』を掲げます。

○「主体的に学習に取り組む態度」の育成

本市では、平成21年度より「いずみさの教育文化運動」を展開してまいりましたが、令和の時代に突入し、学力の二極化、貧困等の格差の問題、SNS等に起因するトラブル等、社会の課題や学校の課題の変化に伴い、児童生徒や教職員の課題も多様化・複雑化してきています。

またこのような状況の中、AI技術の発達による産業の変化、働き方の変化等、予測不能な社会を生き抜く人材の育成が求められ、令和2年度からは小学校において、令和3年度からは中学校において、新学習指導要領が本格実施となっています。

学校における教育活動の中心は学習指導にあり、学習指導要領に示された共通に指導すべき内容についての確実な定着を図るとともに、必要に応じて、各学校の裁量により地域や児童生徒の実態をふまえた特色ある教育に取り組む、主体的に学習することの喜びや、学習に取り組む意欲・学習方法を身につけさせることに努めます。

○学校・家庭・地域の連携について

また、「主体的に学習に取り組む態度」を身につけた子どもを育てる取組みを進めるため、教師の実践的指導力の育成・向上を通じて、学校教育の経営体制の整備を図ります。併せて、学校・家庭・地域が連携・協働し、一体的に子どもたちの教育の充実を進めるため、家庭・地域の教育力向上を促進します。各学校においては、「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果をふまえ、地域のさまざまな人びとが、子どもの育成のために力を出し合う「協働」の関係を発展させ、地域社会のなかで子どもを育てる教育コミュニティづくりを一層推進します。

加えて、学校運営や学校の課題に対して、より広く保護者や地域の方々が参画できるよう「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」の設置導入に向けて研究を進めるとともに、『泉佐野市小中一貫教育基本方針』（令和元年11月）に基づき小中一貫教育の取組みを推進し、当該校区の地域性や特色を活かした「地域とともにある学校」づくりをめざします。

では、先ほど申し上げました学校の現状と、本計画の理念・施策の基本方向を踏まえ、新たに加えました3つの施策に絞ってご説明いたします。第4章、施策の展開をご覧ください。

第4章 施策の展開 今後5年間に取り組むべき施策の具体的な内容

(5) 小中一貫教育を推進します

長年、児童生徒を取り巻く大きな課題であった「小中ギャップ」を緩和するため、本市では、令和元年11月8日に『泉佐野市小中一貫教育基本方針』を策定し、令和2年度より小中一貫教育を推進しています。中学校入学に伴う環境の変化や不安等が影響して起こると考えられる、「不登校生徒の増加」や「生徒指導上困難さを抱える生徒の増加」、「学習意欲の減少」や「学習面でのつまずき」等の課題を緩和させ、児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、中学校には小中一貫教育コーディネーターを配置し、小学校の学校長の推薦による校内リーダーク教員と連携・協働することで、全ての中学校区において義務教育9年間の子どもの学びと育ちを円滑に接続し、中学校区のみならず子ども像実現に向かって、小中一貫教育を段階的に進めていけるよう取り組みます。また、泉佐野市小中一貫教育推進委員会を実施し、学識経験者等からの助言を受けながら市全体としての取り組みの方向性を定め、その内容に基づき、各中学校区の小中合同研修会や校区小中一貫教育推進委員会への支援を行うことで、着実に取り組みを進めていきます。

(6) ICTを活用した教育活動の充実に努めます

Society5.0の実現に向けて、子どもたちを取り巻く環境も急速に変化し、ICT活用はもはや必須となっています。小学校で令和2年度、中学校で令和3年度に全面実施となった新学習指導要領においても、授業でのICT活用に必要な環境を整備し、学習活動の充実に図ることが明記されるとともに、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として位置づけられ、小学校ではプログラミング教育が必須化されました。また、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用によりすべての児童生徒の学びを保障できる環境を実現することが求められています。国のGIGAスクール構想推進のもと、令和2年に全小中学校において、高速大容量の通信ネットワーク環境と児童生徒1人1台のパソコン端末を整備しました。令和3年度以降、児童生徒1人1台端末の効果的な活用方法と定着の実現を図るべく、ICTを活用した教育活動の充実に努めます。また、児童生徒の学習を円滑に進めるために、学校ネットワーク環境の整備に努め、家庭学習のための通信環境の整備を支援します。

(7) 生徒指導・教育相談体制充実に努めます

暴力行為に対しては、大阪府教育庁が示す「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート」及び本市の「問題行動への対応チャート」を活用し、毅然とした態度で組織的に適切かつ迅速な対応をするとともに、人権尊重の視点にたった指導を行っていきます。

いじめ問題については、全ての教職員がいじめは絶対に許さないという、人権尊重の視点にたった強い姿勢を示すとともに、日頃から、児童生徒のシグナルをいち早くキャッチできるよう子ども理解を深め、アンケート等を実施し、「校内いじめ防止委員会」を中心として組織的な対応を行っていきます。また、学校、家庭及び地域との連携を密にするとともに、専門家と協働した相談体制を充実させ、いじめ解消に努めます。

不登校支援については、2か所の教育支援センター「さわやかルーム」「シャイン」と相談室「わかば」の活動事業を推進し、学校との連携を深めて多角的な支援体制を強化します。

暴力・いじめ・不登校、それぞれの指標についても新たに設け、取り組みを推進してまいります。

説明は簡単ですが以上です。よろしくお願いいたします。

大引生涯学習課長

今回改定の泉佐野市教育振興計画のうち、生涯学習課が所管する事項で変更となった部分について、ご説明いたします。

まず、教育振興計画の15ページ中段「各種講座や生涯学習情報の提供について」をご覧ください。

下線部分の「市民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会を提供しています。」に、前回の「多様な各種講座の開催を実施しています。」から変更しております。

これは、各講座、高齢者向け連続講座、各種イベントの開催後に必ず取っている受講者・利用者アンケートを基に、市民ニーズに応じた講座、イベントの内容に取り組んでいるため、文言を変更したものでございます。

続きまして、教育振興計画の17ページ最上段、「自主的な生涯学習などの状況について」をご覧ください。

下線部分の「生涯学習センターや各公民館は、身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティ形成の場として、重要な役割を果たすことを期待されています。」については、前回の「生涯学習センターや各公民館は、今後もクラブ活動の支援を継続するとともに、その活動成果や特技などを社会形成につなぐ取組みの場としても期待されています。」から変更しております。

これは、クラブ活動・講座利用などの学習拠点だけではなく、地域コミュニティ形成の場となっていく役割についてを追記しております。

続きまして、教育振興計画の18ページ最上段「図書館サービスの充実について」をご覧ください。こちらの下線部分については、前回の文言から大きく変更し、「泉佐野市の図書館は、平成30年に北部公民館図書室、平成31年4月に日根野公民館図書室が開設され、既存の図書館施設と合わせて、市内の図書館ネットワーク機能の強化を図り、地域格差をなくして市民の図書館利用の促進に努めてまいりました。

令和3年4月からは、新たに「いずみさの電子図書館」を開設し、利用者が場所や時間を限定せず、インターネットに接続して電子書籍を読むことができるサービスを開始します。

今後も、急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化の中にあって、市民の高度化・多様化するニーズや生涯学習への意欲の支援に務めながら時代に即した図書館サービスの提供に取り組む、さらなる図書館機能の充実と、市民や地域からの情報発信や交流を支える「地域の情報拠点」としての役割を果たすことが課題となっております。」に変更しております。

これは、北部公民館、日根野公民館の整備に伴い、新たな図書館ネットワークである北部・日根野公民館図書室の追加とその利用促進についてを追記し、今年度より開始しております「いずみさの電子図書館」について、と今後の社会情勢に応じた市民ニーズの把握とその対応についてを記載しております。

続きまして、教育振興計画の30ページ中段、「社会教育の充実について」をご覧ください。

こちらは、五中学校区の全てに公民館が整備されたことにより、各公民館での地域ニーズを把握していくため、下線部分の「生涯学習センター、各公民館は地域の学習課題を把握し、」を追記したものであります。

続きまして、同じく30ページ最下段から31ページにかけての「図書館について」をご覧ください。

こちらの項目では、31ページの下線部分については、図書館の取り組みとして、学校園と連携し、子どもたちの読書環境・取り組みの充実に関する事項を追記したものであります。

また、教育振興計画の43ページ最下段に記載の「生涯学習センター、佐野公民館、長南公民館、北部公民館、日根野公民館の合計年間利用者数」の目標値については、令和元年度158,197人に対して、令和6年度の目標人数を162,000人とします。そして、教育振興計画の44ページ最下段に記載の「図書館における人口1人当たりの個人年間貸出冊数」の目標値については、令和元年度3.45冊に対して、令和6年度の目標冊数を5.10冊とします。

私からは、以上です。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

中岡青少年課長

青少年健全育成事業につきまして、修正部分を青少年課中岡からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、基本計画資料45ページ下段から46ページ上段になります。あわせて新旧対照表の72ページから73ページにかけての部分をご覧ください。

「地域の子どもは地域で育てる」環境づくりにつきましては、引き続き支援を継続してまいります。そして、多様な青少年活動に対応できる人材の育成につきましては、ジュニアリーダの養成に限定することなく泉佐野市こども会育成連合会や泉佐野市青年団協議会を通じた行事の推進を支援することによりまして、指導者・育成者の充実に努めてまいります。

また、稲倉青少年野外活動センターにつきましては、今後、新たな活用についての検討をしていきます。

続きまして47ページ。指標についてですが、青少年センター年間利用者数としていましたが、青少年センターが人権推進部の所管となり正確な人数の把握が困難となったため、代替として青少年関係活動への参加者数としまして、泉佐野市こども会育成連合会、泉佐野市青年団協議会、ジュニアリーダ育成事業への参加者数としています。

修正部分は簡単ですが以上です。よろしくお願いたします。

山路スポーツ推進課長

19ページをご覧ください。スポーツの実施状況について、前回から新たに下線部の「さらに、令和元年度末から感染症の拡大防止のため社会体育施設を臨時休館したり、ソーシャルディスタンスの確保のために人数制限などを設けたりしましたが、感染拡大防止対策を徹底し、市民が安全で安心して利用できる施設をめざします。」を追記しました。

その下のグラフは直近5年間の社会体育施設における施設利用者数の推移ですが、市民総合体育館と健康増進センターは令和元年度の3月に新型コロナウイルスの関係で休館したことが大きく影響し、大幅に利用者が減少しました。反対に市営プールは日根野プールなどプール数が増えたことで利用者数が増加しています。

その他の下線部は、前回から言い回しを変更したぐらいで、内容はほとんど同じです。

45 ページの指標、市民総合体育館及び健康増進センターの利用者数で令和6年度の目標値 280,400 人は令和元年度の 228,137 人から考えると大きな開きがありますが、新型コロナウイルスの影響がなかった平成 30 年度の実績が 270,856 人でしたので、実現不可能な数値ではございません。以上、簡単ではございますが、スポーツ推進課における前回からの変更点になります。

中岡文化財保護課長

私の所管する変更箇所につきましては、

2 章 本市の教育をめぐる現状と課題から、14～15 ページ、4 社会教育・スポーツ 状況の貴重な歴史的資源の保全と積極的な活用について、新旧対照表の 19～21 ページをご覧ください。ここでは海から山までつながる日本遺産の取組みや大將軍湯などの歴史的建造物を新しく追記いたしました。

続きまして、基本計画の理念と施策の基本方向について、計画書 30 ページの歴史館いずみきのについて、新旧対照表は 42 ページをご覧ください。

歴史館いずみきのについて、3 つの日本遺産、伝統文化、郷土芸能の調査・研究・資料のデジタル化によって、情報提供を行うことを明記しています。

次に、第 3 章施策の基本方向について、計画書 31 ページ、新旧対照表の 44 ページには文化財の保存と継承についてですが、3 つの日本遺産をはじめとするさまざまな歴史的資源と地域の活性化、現在策定中の策定した泉佐野市文化財保存活用地域計画の文化庁認定を受けることにより、総合的な保存と継承を推進することを追記しました。

続きまして、第 4 章 施策の展開についてでは、計画書 44 ページ、新旧対照表では 69 ページご覧ください。学校教育や市民との協働による歴史的資産の活用において、歴史館いずみきのを中心に、まちづくり、小中学校の歴史・地域教育の教材づくりの指標について、まだまだ全校には及んでおりませんが、引き続き推進してまいりたいと考えています。

最後になりますが、計画書 45 ページ、新旧対照表は 71 ページをご覧ください。

文化財を活かしたまちづくりについて、地域計画の策定、文化財保存の調査、整備、活用等の施策を推進し、着実に件数を増やしています。以上です。

前田子育て支援課長

改正部分につきましては、全般的には平成 27 年 4 月に施行された子ども子育て支援制度及び子ども子育て支援法改正に伴って、令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に沿って文言の変更を行っている他、現行に則した形で変更をさせていただいております。

主な変更は 2 点ですので、文言の変更等は省略させていただきまして、主な 2 点についてご報告させていただきます。

資料 2 ページ

第 2 章 本市の教育をめぐる現状と課題

○就学前児童数の推移及び今後の推計

まずこちらですけれども、子ども子育て支援制度に伴いまして、区分のところですが、従来でしたら公市立・私立幼稚園であったところが“公私立幼稚園・認定こども園 1 号認定”というふうになって

おります。区分の内容的には変更はございません。その下の区分ですが、公私立保育所（園）という以前の区分のところに“認定こども園2・3号認定”というのを加えております。こちらの部分も法改正、制度改正に伴うものですので、内容には変更はございません。その下の文章をご覧ください。こちらの文は現状に則した形で変更をいたしております。内容を説明いたします。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、本市においても認定こども園等の新制度園に移行する園が増えており、令和元年度末現在19か所の教育・保育施設（私立幼稚園2園、公立認定こども園3園、私立認定こども園13園、私立保育園1園）が整備されております。平成27年度から令和元年度にかけて幼稚園の園児と認定こども園1号認定児の総数は減少傾向となっておりますが、保育所（園）の児童と認定こども園2号3号認定児の総数は微増傾向にあります。次に3ページをご覧ください。就学前児童の人数は、少子化の影響により減少していくことが予測されておりますが、共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化の施策により、就園児数は、大幅に減少することはないと考えられます。ここが現状に則した形で変更している部分でございます。もう一ヶ所でございますが、資料の43ページをご覧ください。

第4章 施策の展開 （15）幼児教育を充実します

“平成30年4月からは3園の認定こども園として運営しています”という事で、前回の計画では統合していなかったのが、平成30年4月からは3園の認定こども園として運営しています。というところを追記しております。また“地域の子育て家庭を支援（育児相談、訪問）するなど、地域における教育センターとしての機能を強化し、地域に開かれた園づくりを推進します”という事で、こちらの部分も子ども子育て支援制度の改正に伴って行っている事業でございます。

次に21ページをご覧ください。

5. 教育環境

こちらの部分については、現状幼児教育・保育の無償化に伴って、今行っている事業の部分を追記しております。

○就園・就学の支援について

就園児童については、子ども・子育て支援法改正に伴い令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化と同時に、市単独の施策として給食費の無償化を実施しております。また、私立幼稚園において、幼児教育・保育の無償化に伴い、終了した就園奨励費補助金受給よりも負担が増えた家庭については、軽減補助金を支給しております。次にその下の下線ですけれど、2、3が市単独の事業を行っている内容でございます。2、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する児童の給食費無償化の実施。3、市内の私立幼稚園園児保護者負担軽減補助金の実施これが市単独の事業になっております。

主な変更点は以上でございます。よろしく申し上げます。

奥教育長

平成27年度作成した時とは色々たくさん変わって、現状色々な事があったりして、日本遺産に認定されたりだとか、コロナの関係で色々な事が変わったりだとか、状況がかなり変化してきて残りの後半を見据えた部分での変更点が多々あったという事でありまして。泉佐野市の教育は総合計画

と相成って、市民の皆さん、子どもたちが主体的に学べるという辺りの事を目指していくというところではありますが、ただ今の説明でご意見ご質問がございましたら、お願いします。

畑谷委員

子育て支援課のこども園と保育園の給食費無償化になっていることにびっくりしたんですけど。こども園になった時に、今こども園の先生方と関わる機会がなくなったので分からないんですが、保育園の先生と、幼稚園の先生がこども園になった時にやり方が違うと事でなかなかスムーズにいかないというお話を何回かお伺いしたことがあるのですが、今は平成30年からですと3年経ったんですけど、順調にスムーズに進んでいるんでしょうか。

奥教育長

今は保育教諭と言ってるんですけど。

前田子育て支援課長

特に現場からは大きな問題は聞いてないです。

奥教育長

他にございませんか。

甚野委員

33ページの「学力・体力の向上を図ります」に関係しているんですけど、現在のご家庭では共働きがほとんどで、家事だけやっているという方は非常に少ないというのが今の現状だとは思うんですね。その時に子どもたちが小学校に行きます、3時に下校しますと家に誰もいない状態になりまして、例えばお家に誰かいてましたら習い事なんかで、そろばんだったりとか、プールに連れていったりピアノ行ったりという事ができて、その時間は子どもたちは学びの時間として活用できるんですけど、共働きでその時間帯にお家にいない場合に、塾とかに連れて行ってもらえないと遊んでしまっ、なんとなく時間を過ごしてしまっているように思うんですけど。

泉佐野市の小学校で、アフターで学校の中で習い事をさせるクラブというか、もっとしっかりと専門的なピアノとか習字とか習い事をさせるクラブというか。子どももこの時間帯学校にいて、学習している状態というので、学校に帰ってから遊ぶ時間が長ければ長いほど学力の向上につながりづらいんじゃないかと私が勝手に思っているんですけど。大阪の北の方にいくと、結構習い事をさせてるお家が多いと聞くんですけど、そこらへんの違いとかももしかしたら数字としてでてきているんじゃないかと勝手に思っているんですけど。というのが1点と、もう1点は45ページなんですけれど、これは質問なんですけど「青少年の健全育成に努めます」という項目なんですけど、以前日根野の東上という地域に、青少年センターがあったかと思うんですけど、現在は使われていないのかという質問なんですけれど。以前私達はそこで宿泊なり、合宿なりさせていただいて、体育館とか宿泊施設とか充実していて、使い勝手の良い施設だったんですけど、現在どうなっているのかなと思ひまして。

中岡文化財保護課長

現在、大阪府の教育委員会の文化財保護課が発掘で出た出土遺物の収蔵庫に使っています。ですので、部屋の中いっぱい大阪府中の発掘した遺物とかコンテナが入っている状態でして、遺物を入れている収蔵庫として使っています。

甚野委員

一般で申し込んで使用する事は一切できない状況ですか。

中岡文化財保護課長

今の状況ではそれをどこかに移動させないと使えない状況です。他に利活用できないかという声はこれまでもでてきていますので、ここはどういう形で活用していくかというのは大阪府さんの方の考え方にもなるかと思います。

甚野委員

土曜日、日曜日は体育館とか泉の森関係の会場の方が集中するんですね、いろんな競技が。そこでもう1個日根野の方の青少年センターの体育館がありましたら、そちらにも市内の中なので移動もできますし、できたら活用できるように便宜を図っていただけたらと思うのですが。

中岡文化財保護課長

日本遺産でそこが活用できないかなと考えたことは昨年度ありましたので、視察はさせていただいておまして、またそういう意見も機会がありましたら大阪府に言っていきたいと思っています。

奥教育長

青少年センターがなくなったのはだいぶ前ですよ。何年ぐらい前でした。

中岡文化財保護課長

20年ぐらい前ですね。体育館が元々あったんですが、それも取り壊されて。今は元々宿舎とかに使われてた非常にデザイン的に変わった特殊な建物だけ残っています。

甚野委員

個性的でしたよね。

中岡文化財保護課長

展望塔みたいになっていますので、日本遺産で使えないかなという話は地元でもありました。

奥教育長

おそらく復活はないと思います。

放課後の子どもの件は難しい問題で、私の考えでは、子ども達は自由にもっと遊んだらいいと思うんですけど、ご両親が働いてというお話でしたよね。それで習い事ができないとかは調べた事がないのでわかりませんが、しかしながら学校でも週1回のまなびんぐの時間があったり、中学校でもクラブ活動はありますし、あるいは家庭学習をもっときちんと子どもたちの力で宿題以外にも取り組まないといけないというのは、各小学校、中学校でも校区ごとに話をしてこういう事を共通してやっていこうという動きはあります。家庭学習をしっかりとしようという。自分の力で。タブレットもあって先は分かりませんが、使いながら自分自身の学習を家に帰ったらできるという事を将来的に進めてやっていかないとは思いますが。

甚野委員

子どもが小さい頃というのは、保護者というか家にいる人が子どもと共に横に並んで同じ勉強する姿勢を作っておいて、ある程度流れができましたら、子どもが1人でも勉強していけるようになっていくかと思うんですが。お家におじいちゃんやおばあちゃんがいてましたら可能かとは思いますが、親が帰ってくるのが遅い、疲れている、食事したらすぐ寝るっという感じでは子どもに随走する時間が現状ではないのかなと思いました。

奥教育長

それは今後の課題になってくると思います。

他にございませんか。

中村委員

これからの時代を担う若者目線で考えた時に、これだけデジタルネイティブな今の子育て世代の親だったり、その子どもたちが市役所とか市の施設を利用しようと思ったら、電話だけの受付とか予約とかというのは限界がくると思うので、例えば夜中でもホームページにアクセスして、スケジュール表があって、この曜日のこの時間帯だったら体育館借りれるとか、そういうICTを活用した利用率をアップするという取り組みとかは議題に上がったとかはしたんでしょうか。図書館でもいいですし、体育館の利用でもいいですし。

本道教育部長

一部でやっているところもあるかとも思うんですが、さっき言われたことは市全体の課題になっていまして、教育委員会だけではなくて。今年度からは行政にICTを活用していこうという部署も作りまして、なかなか我々だけでは専門知識がないと何もできないので、民間の専門家を1人雇って、そこへ配置をして今後進めていくという形になります。国の方でもデジタル庁を作っていくという事をご存知かと思うんですけど、国の流れもありまして、難しいのは国全体でやっていく部分と、市が独自でやっている部分があるんです。それを今後どうしていくかという所が課題になってまして。いずれにしましても今後進めて行きたいと思っています。

中村委員

若者目線でみていくと、私が青少年だったらという感覚でこれを読ませていただいた時に、厳しいなとか、近寄りたくないなど。スポーツしたいのに空いている時間が限られていたりとか、電話の受付も限られてるとか。例えば、末広体育館の向かいのところにバスケットの3on3の遊べるところがあるのに、あそこの利用率とかはカウンターで数えられてなかったりとか。そういう数字がでてきてなかったりするんで、あそこに頻繁に行っている中高生がいてるので、スポーツから完全に離れているわけではなくても、もっと楽しみながら、もっと入りやすさとかを若者目線で考える柔らかさがあれば、もっと利用率とか数字的な事、図書館の課題を令和6年度5冊目標にしますというのも、例えば夜中とかもホームページにアクセスして、この本を読みたいと思った時に借りれるっというそういう前向きな議論があったらいいのではないかと思います。

大引生涯学習課長

おっしゃる通りで。まさしく過渡期です。泉佐野電子図書館も始めさせていただいて、デジタルコンテンツをはじめ、アナログですけど、泉佐野駅の方には泉佐野駅が空いている時間帯であればいつでも受け取れるロッカーを設置させていただいています。基本的に市のホームページから図書館の方にリンクをとばさせていただいたうえに、尚且つ図書館単独のホームページがあるうえに、そこから図書検索も全部かけられるようにさせてもらっているんですね。予約も入れれる。課題となるのは欲しい時に欲しい本を届けてもらえるようなサービスになるかと思うんですが、実際やられているところもあるんですけど、そこは移動図書館とか、泉佐野駅の拠点を増やすとかというような形で、欲しい人が欲しいニーズの時に欲しい物を手に入れれるという環境を整備していかないといけないかなと。おっしゃる通りデジタルコンテンツは進めていかないといけないので、ちょうど今年指定管理者さんが変わって審査いただいた時も、審査員の皆さんからホームページであったり、今どきの利用方法にあっていないとご指摘はいただいているので、今ちょうど改善している最中です。今後皆さまの利用ニーズに合わせられるように努力していきたいと思えます。

中村委員

Q&Aみたいなチャットですぐ質問できる感じで、AIが返事してくれてもいいので「いつ借りれるんですか」とか素朴な疑問からやり取りできる窓口があれば。市全体の共通な事ではあるのですが、市に関わろうとしたくてもできなかつたりとか、めんどくさいなと思われたら終わりなので、ちょっとでも若者の力を借りつつ、どうしたらいいかなとお互いに歩み寄れる繋がりがあればいいなと思いました。

奥教育長

他にございませんか。

赤坂委員

「泉佐野市教育振興基本計画の修正案について」ですが、かなり修正点がありますが、総合教育会議で計画ができたプロセスからいけば、平成25年に基本条例に基づいて基本計画を策定することに

なっているが、その際には市長と教育委員会がお互いの職域の部分を發揮して、連携して基本計画を作りなさいとなっていますが、これは総合教育会議で市長と教育委員会の連携のもとにできたと思うんです。その後いろいろ基本条例にある議員協議会への報告や、パブリックコメントを聞くとか、いろいろなプロセスを経て平成27年度の暮れぐらいに議員協議会か、パブリックコメントの意見かどちらか忘れましたが修正して、その後基本計画案を11月の定例教育委員会議で議題としてあげて、成立、可決したわけですね。今回、修正として定例教育委員会議で出てきていますけれど、先程から答弁聞いていますと、質問に対する議長の言葉にも変更しておりますという答弁が多いんですけど、変更の場合はそのプロセスは市長と総合教育会議を開いて、そこで、それに準ずるプロセスを皆さん言ってもいいという事になっていると思うんです。一番基本として、市長と連携して、教育委員会が修正案にしる変更案にしる作成していくというプロセスが今現在抜けていると思うんです。それを経たうえで、教育委員会に図らないといけないところが抜けていると思いますので、色々コロナの関係で総合教育会議が1年半ほど開いていない、これで新しく上がってきた計画が、平成27年度以降色々な項目で新しくメニューの中に入ったのは、総合教育会議の中で案件としてでたものが今は入っていただけていると思うんです。そのプロセスを市長がご存じなのかわからない。教育委員会と市長サイドもすり合わせが大事だと思うので、このいろいろな事は、総合教育会議を経てからこちらの方というのが基本条例の趣旨だと思います。基本条例によると、変更になる場合はこれに準ずる処置をなささいということになっているので、あくまでも準ずるなので、パブリックコメントや議員協議会に報告とか、その辺がその準ずるで抜けてもいいとは思いますが、市長との連携は大事だと思いますので、それで抜けるのはいかがなものかと思います。

田倉教育総務課長

赤坂委員が言われたように、総合教育会議を開いてから、教育委員会議で議案としてあげるというのがおしゃる通りかなと思うんですが、この間コロナであったりとか、GIGAスクールがあったりというところで、昨年度については教育行政の大きな転換点ということもございまして、準備が遅れたというところは否めないんですけど、この後パブリックコメントや、総合教育会議の開催は予定はしております。順序が逆になってしまって申し訳ないのですが、そういう形では考えておりますので、よろしくをお願いします。

本道教育部長

今回は事務局で1回見直した第1回目の案でして、今日決定していただくという事ではないんですね。今後パブリックコメントを20日間かけて市民の皆さまのご意見を伺ったうえで、その結果また報告しまして、最終総合教育会議を7月ぐらいに開けたらなと思ってまして。そこで市長はじめ市長部局と協議させていただいて、決定をさせていただくという手続きで考えております。それが出来次第議会の方の全協議会でご説明したいという流れで考えております。

赤坂委員

議案というよりは、報告というか途中経過という事にしておいてもらわないと、教育委員会が勝手に計画を修正したというふうになったら具合が悪いと思います。その辺をしっかりと認識していただい

ているのであればこれ以上のことは言いませんけれど。

奥教育長

今日ここで意見を言っていたかかないといけないという事で、議案になっていると思います。これをもってパブリックコメントをやって、さらに総合教育会議を図って、市長と必ず連携しないといけないので、話をしたうえで最終教育委員会議で決定する必要があるんですね。

赤坂委員

経過を言えば、総合教育会議を開いて、こちらから言えば市長はどのようなお考えを掘り出しているのかというのを聞かせていただいて、お互いの意思疎通を図るとというのが1ページ目だと思っていますので。そのページが抜けているなという印象がどうしても拭えない。順番が逆でも1ページを是非ともつけていただきたい。

奥教育長

パブリックコメントもやったうえで、総合教育会議で市長ももちろん入ったうえで、こういう事をやっていますという話をして、共通認識をもって意見も出してもらいながら、最終的には定例教育委員会会議をもう一回最後に開かないといけないんじゃないかと思っています。

赤坂委員

総合教育会議から教育委員会に図って、その後議員協議会に報告して、パブリックコメントする。それを踏まえて総合教育会議を開く。その計画に基づいて市長との意見を集約して、教育委員会会議に図って成立する。一番初めのプロセスでした方が、基本条例の条例に沿ったやり方だと思います。順序はコロナ禍とか総合教育会議を開かれない理由もわかりますし、順番が逆になってでも、過程をくんでいただきたいと思っています。

奥教育長

もちろん。こういうふうな事を考えていますよと報告させてもらって、意見をもらった中で、総合教育会議には図ります。

山下委員

総合教育会議というのはもともと何を決定するわけではないので。

赤坂さんが言いたいのは、市長と教育委員会が議論する会であって、何も決めるわけでもないから。その会議も踏まえて、教育委員会というのは決定権があるので、会議を開いた方がいいんじゃないかという話でしょ。

赤坂委員

基本計画の場合は、教育委員会がたたき台というか、法案をここで図って市長はどう考えているか、教育委員会はどうかという事をすり合わせて。

山下委員

今日ここで決めてしまったら、市長に「あー」と言われたら、ひっくり返ったらどうなるという話でしょ。

赤坂委員

伺って意見をいうのは間違いはないけれど、議決すること自体がおかしいかと。

田倉教育総務課長

順序が逆になってしまったので、本来の趣旨に沿ってやっていきたいと思いますので、先程もお伝えしましたけれど、パブリックコメントもさせていただいて、総合教育会議もさせていただいて、最終教育委員会議に継続議案として上げさせていただき採決を取るという事で最終ご承認いただくというプロセスをとりたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

奥教育長

確認しますけれど、本日は皆さんに意見をいただいた中で、次はパブリックコメント。総合教育会議に出してからパブリックコメントをしないといけないということですね。

本道教育部長

議員協議会では完全にできたものとして報告はさせていただきます。パブリックコメントについては、位置づけが微妙なところがありまして。

赤坂委員

条例にも逃げというか解釈の幅を持たせるように、準ずると書いているから全部同じ工程でやれとは書いて無いので。地域との連携があるので、市民とか保護者の皆さんの意見とかを聞くのが必要ですが、その辺は準ずるをうまく活用しながら。

本道教育部長

今回必ずパブリックコメントをかけないといけないというものではないと思うんですね。中身がかなり変わりましたので、市民さんのご意見を聞くのがいいだろうということで、今回は教育委員会としてはやるという事にさせていただきました。例えば総合計画なんかの場合は、中間で修正する場合がありますが、かけてないということもあるようですので。今回教育委員会としてはかけるということで、よろしく願いします。

奥教育長

手順については確認させていただいて、総合教育会議の日程等も確認させていただいて、お知らせして、そこから進めさせていただきますので。よろしいでしょうか。

他ご意見ありませんか。

山下委員

パブリックコメントは結構意見きますよね。

本道教育部長

通常は0というのが多いです。ただ賛否両論が分かれるような、例えばこども園の統廃合の計画とかは反対の意見が多かったです。

奥教育長

他ありませんか。

議案第16号「泉佐野市教育振興基本計画の修正案について」は、継続して審議するという事で採決は取りませんので。よろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

本会議の議案につきましてはすべて終了いたしました。

その他何か連絡等ございましたらお願いします。

本道教育部長

市民の方の65歳以上のワクチン接種を進めているところですが、教育委員会におきましても、教職員の先生方のワクチン接種を早めにした方が子どもの安全の為にいいだろうという事で、本日学校の方に接種希望者のリストを送りまして、それをいただいたら接種券は市の方で作れるんですね。それを学校の方にお配りして、集団接種で7月11日に日新小学校で、教職員と学校に勤務する職員の方々の希望者を優先的にワクチン接種をしたいと考えております。接種券ができましたら、7月11日に接種できない場合でも市内の医療機関で予約の申し込みができる状態になりますので、接種日が都合が悪い場合はそれに対応していただくかと思っています。7月11日に接種しましたら、2回目は8月1日になります。そういう形で教職員のワクチン接種を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

奥教育長

他にございませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の7月の定例教育委員会会議は令和3年7月6日火曜日、午前10時から、市役所4階庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時40分閉会)